

赤平市中小企業等事業継続支援金交付対象業種一覧表

日本標準産業分類に定める大分類における当該支援金の対象業種	日本標準産業分類に定める大・中分類における当該支援金の対象外業種
	農業，林業
	漁業
鉱業，採石業，砂利採取業	
建設業	
製造業	
電気・ガス・熱供給・水道業	
情報通信業	
運輸業，郵便業	
卸売業，小売業	
金融業，保険業	
不動産業，物品賃貸業	
学術研究，専門・技術サービス業	
宿泊業，飲食サービス業	
生活関連サービス業，娯楽業	
教育，学習支援業	
	医療，福祉
複合サービス事業	
サービス業（他に分類されないもの）	政治・経済・文化団体
	宗教
	その他のサービス業
	外国公務
	公務（他に分類されるものを除く）
	分類不能の産業

【中小企業等とは】

赤平市内に事業所を有し、事業を営む法人又は個人事業者であって、次の各号のいずれかに該当するもの。また、赤平市に住民登録している個人事業者も対象とします。

ア 資本金の額又は出資の総額が 10 億円未満であること。

イ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が 2,000 人以下であること。

【従業員とは】

令和 2 年 4 月 1 日時点で中小企業等が雇用する従業員で、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 107 条の規定による労働者名簿に記載されるもののうち、市内の事業所で雇用又は勤務するもの。ただし、代表権を持つ会社役員は含まない。）

※中小企業者等において、複数複数の業種を営む場合は、収入の割合が最も大きい業種が対象業種であること。

※複数事業所を経営する中小企業者等については、1 事業所を限度とする。